

第4部 大規模事故対策編

第1章 基本方針

節	主な記載内容	細目	主な担当部署
第1節 大規模事故対策の基本方針	基本的考え方、対策の実施者	第1 第2	
第2節 大規模事故対策の組織体制	組織体制の考え方、組織体制	第1 第2	

第 1 節 大規模事故対策の基本方針

第 1 基本的考え方

大規模事故は、地震災害及び風水害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市域全体に甚大な被害が発生することは限定的と考えられる。

したがって、地震災害のように応急対策活動上不可欠な交通ネットワークや電気、電話、水道等ライフライン機能が全て停止する事態は少ない。また、流通・経済活動も最低維持できるため、食料品、生活必需品等を供給するなど市民生活支援のための活動も局地的になると考えられる。

大規模事故等発生時の必要な対策の基本方針を次のとおり定める。

- 第 1 一刻も早く人命を救助し二次災害を防ぐ（救出・救助・医療救護）
- 第 2 大規模事故の影響をくい止め、住民の安全を確保（消火・避難）
- 第 3 被災した住民及び被災者家族等へ適切な支援

なお、災害の種別に応じて必要な事項は、第 2 章災害種別対策計画に記述するものとし、その他の計画に定められていない事項は、船橋市地域防災計画（地震・津波災害対策編）の規定に準ずるものとする。

第 2 対策の実施者

大規模事故災害対策は、原則として事故の原因者、所轄施設の管理者、警察及び消防が中心となり、救出・救急・消火活動、二次災害の防止等の対応を実施する。市においては、消防局を中心に救出、救急、消火等の活動を実施する。

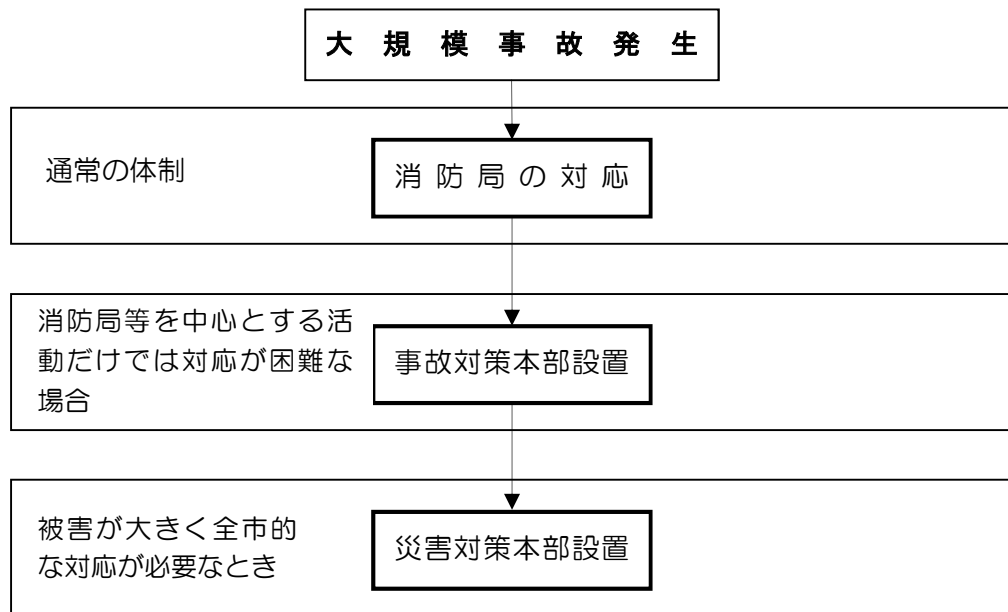
しかし、事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等への影響が及ぶ恐れがある場合は、市の機能をもって応急対策を実施する。

第2節 大規模事故対策の組織体制

第1 組織体制の考え方

市は、大規模事故が発生し、消防局等を中心とする活動だけでは対応が困難な場合は、事故対策本部を設置する。全市的な対応を必要とする場合には災害対策本部を設置する。

本部長（市長）の命により、事故に必要な対策を行うとともに、対策に必要な職員を動員する。



大規模事故に対する組織体制

第2 大規模事故対策の組織体制

1. 事故対策本部

(1) 本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所本庁舎9階災害対策本部室とする。ただし、設置することが不可能な場合は、消防指令センター6階に置く。

(2) 設置または廃止の決定

本部設置及び廃止の決定は市長が行う。市長が不在の場合は、副市長（危機管理担当）、副市長（消防担当）、市長公室長、危機管理監、消防局長、建設局長の順で代理する。

(3) 組織及び運営

事故対策本部の組織は、市長が本部長となり、第2部 地震・津波災害対策編 第2章 応急対策計画における災害対策本部の組織の中から、市長が事故等の状況により対策に必要な班を動員する。

なお、本部の運営等は、災害対策本部の運営に準じて実施する。

2. 災害対策本部

本項は地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第3 「災害対策本部」を準用する。

当項目については、『第2部 地震・津波災害対策編 第2章 応急対策計画 第1節 応急活動体制 第5 災害対策本部』を準用するものとする。

第2章 災害種別対策計画

節	災害の対象	細目	主な担当部署、担当班
第1節 放射性物質事故対策	○市域外で地震、津波、火災等の自然災害などに起因して放射能が放出される事故 ○核燃料物質を陸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出する事故 ○茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所における地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故 ○原子力艦における地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故	第1 第2 第3	保健所、消防局、危機管理課 本部統括班、環境班、第1・3供給班、第2教育班、第1災害医療対策班、下水道班
第2節 大規模火災対策	○多数の建物が延焼する火災 ○高層建築物等で火災が発生し、多数の救助が必要となるもの	第1 第2 第3	消防局 本部統括班、消防救急班
第3節 危険物等災害対策	○危険物等の漏えい、爆発、火災により、多数の被害を伴うもの ○危険物等の漏えい、爆発、火災により、地域住民等に影響が及ぶもの （危険物等：危険物、高压ガス、火薬類、毒物劇物）	第1 第2 第3	消防局 本部統括班、消防救急班、第1災害医療対策班
第4節 海上災害対策	○釣り船、旅客船その他に多数の人が乗船している船舶の海難事故で、多数の被害を伴うもの ○漁船の集団海難事故で、多数の被害を伴うもの	第1 第2 第3	本部統括班、消防救急班
第5節 油等海上流出災害対策	○船舶等の乗上げ、接触、衝突、沈没等の事故による大量の油等の流出を伴うもの	第1 第2 第3	本部統括班、消防救急班、環境班、ボランティア班
第6節 航空機災害対策	○東京湾への航空機の墜落・炎上により、搭乗者等多数の被害を伴うもの ○市街地への航空機の墜落・炎上により、住民及び搭乗者等に多数の被害を伴うもの	第1 第2 第3	本部統括班、消防救急班
第7節 鉄道災害対策	○列車の衝突、脱線等の事故により、多数の被害を伴うもの	第1 第2 第3	本部統括班、消防救急班
第8節 道路災害対策	○集団交通事故により、多数の被害を伴うもの ○危険物を積載する車両の事故により危険物が流出し、住民等に影響が及ぶもの	第1 第2 第3	道路部 本部統括班、消防救急班

記載内容は各節とも第1を基本方針、第2を予防計画、第3を応急対策計画とする。予防計画は、部局名または課名、応急対策計画は災害対策本部の班名を記載。

第 1 節 放射性物質事故対策

第 1 基本方針

1. 計画の方針

市には原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）に規定される原子力事業所の立地はない。ただし、県外には原災法に規定される原子力事業所が存在する。また、市は「原子力災害対策指針（令和元年 7 月 3 日原子力規制委員会）」（以下、「防災指針」という）において、県外の原子力事業所の「重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（原子力災害対策重点区域）等」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質またはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という）あるいは放射性同位元素またはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも国の所掌事項となっており、市は核燃料物質等または放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の規制に関して法的権原を有していない。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、農林産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

これらを受け、市域外で地震、津波、火災等の自然災害などに起因して放射性物質が放出される事故など（以下「放射性物質事故」という）が発生した場合に、迅速な対応により被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

2. 対象となる災害

この計画の対象となる放射性物質事故は、次のとおりである。

- 市域外で地震、津波、火災等の自然災害などに起因して放射性物質が放出される事故
- 核燃料物質を陸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出する事故
- 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所における地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故
- 原子力艦における地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故

3. 実施機関と役割

放射性物質事故に関係する防災機関及び役割は、次のとおりである。

防災機関	役 割
千 葉 県	○ 情報収集及び関係機関との連携 ○ 消防庁への報告及び関係省庁への連絡 ○ モニタリング
警 察	○ 交通規制 ○ 救出救助活動の協力 ○ 避難誘導
市 消 防 局	○ 応援要請 ○ 情報収集・伝達 ○ 消火 ○ 救出救助 ○ 救急搬送 ○ モニタリング ○ 広報 ○ 警戒区域の設定 ○ 避難指示等 ○ 避難誘導 ○ 生活救援

第 2 予防計画

保健所・消防局・危機管理課

1. 市内の放射性物質取扱事業所の把握

保健所は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

危機管理課は、県、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

3. 放射線モニタリング体制の整備

県はモニタリングポストを設置し、継続的な放射線量等の測定を実施している。環境部は、緊急時における市内の環境に対する被害が発生または発生するおそれがある場合に備え、放射線量測定器を整備する。

4. 退避誘導体制の検討

危機管理課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から町会・自治会及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制について検討する。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他のいわゆる要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制を検討する。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

第3 応急対策計画

本部統括班・環境班・第1・3供給班・第2教育班・第1災害医療対策班・下水道班

1. 応急活動体制

市長は、県、警察、消防局、事故発生当事者と連絡を密にし、必要に応じて、事故対策本部を設置する。災害規模に応じて、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

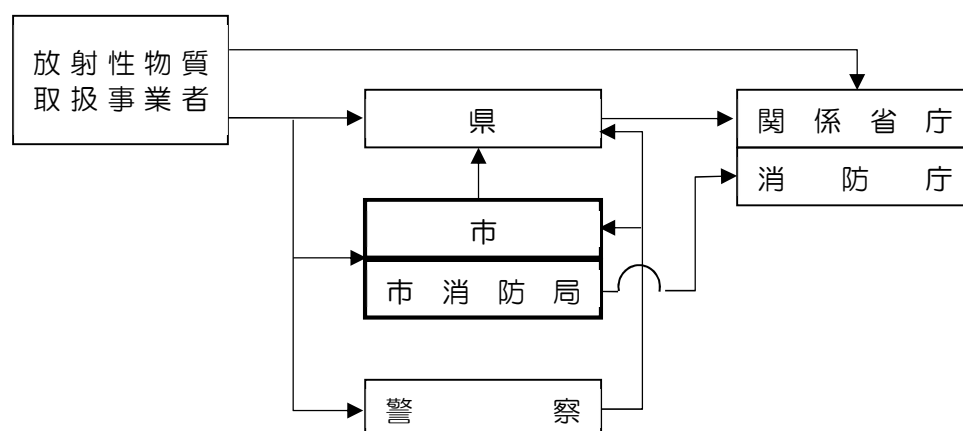
2. 情報の収集・伝達

本部統括班は、事業者及び警察署等から災害情報を収集し、各班または関係機関に伝達する。

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、または、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日、中央防災会議主事会議申合せ）」に規定する原子力艦緊急事態が国から発表された場合、千葉県をはじめ、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うこととする。

また、市で収集した災害情報は、速やかに県、関係機関に通報する。

なお、事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。



市内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報伝達系統図

3. 緊急時における放射線モニタリング活動の実施

(1) 放射線モニタリング活動の実施

各班は、必要に応じて関係部局と調整の上、国や関係機関の指導または助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射線による環境等への影響について把握する。

表 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目

- 空間放射線量調査（環境班）
- 土壌調査（環境班）
- 農林産物・肥料の調査（第1供給班）
- 給食食材調査（第2教育班、第3供給班）
- 食品の収去調査（第1災害医療対策班）

※東日本大震災時における市の活動実績

(2) 放射線量測定器の貸出

環境班は、市民等の要請に応じて、放射線量測定器の貸出を行うものとする。

4. 災害時の広報

核燃料物質及び放射性物質事故が発生した場合、市民等が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報する。

5. 警戒区域の設定

内閣総理大臣から屋内退避または避難に関する指示があったときもしくは事業者等からの事故情報や専門家からの助言に基づき核燃料物質等からの放射線の放出に伴う被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、警戒区域を設定する。

核燃料物質等輸送時の警戒区域の設定は災害現場から100mを目安とし、警察その他の関係機関に協力を要請するものとする。

6. 避難対策

本部統括班は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて住民に対して「屋内退避」または「避難」の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児・児童・妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

7. 生活救援対策

(1) 飲料水、飲食物等の摂取制限、出荷制限の周知

本部統括班及び第1供給班は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導または助言に基づき、放射性物質により汚染されまたは汚染のおそれのある、次の「食品中の放射性物質の新しい基準値」を超える飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限の周知を図る。

また、第1災害医療対策班は、法令に基づき食品の回収等の必要な措置を行うものとする。

表 食品中の放射性セシウムの基準値（平成24年4月施行）

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

※単位：ベクレル/kg

※基準値は放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めた値

(2) 飲料水の供給

水道水から基準値以上の放射性物質等が検出された場合は、第3供給班は飲料水を配布する。配布にあたっては、放射線の影響を受けやすい「乳幼児・児童・妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

(3) 放射線に対する相談窓口の設置

第1供給班及び環境班、第2災害医療対策班は、必要に応じ、市民等からの問合せに係る放射線に対する相談窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

8. 放射性物質復旧対策

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

環境班は関係班と連携し、国の指示、法令等に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 各種制限措置等の解除の周知

本部統括班及び第1供給班は、国の指示、指導または助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等の解除の周知を図る。

（３）被災住民の健康管理

第１災害医療対策班は、県及び医療機関等と協力し退避・避難した地域住民に対して、必要に応じて、健康相談や心のケアを実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。

（４）風評被害対策

本部統括班は関係班及び県や国等と連携し、各種モニタリング結果や放射線に関する正しい知識を広く正確にわかりやすく広報することにより、風評被害の発生を抑制する。

（５）廃棄物等の適正な処理

環境班及び関係班は、県や国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第2節 大規模火災対策

第1 基本方針

1. 計画の方針

市域において大規模な火災により多数の死傷者等の発生や多数の避難が必要となる災害（以下「大規模火災」という。）が発生した場合に、迅速な消火、負傷者の救助、住民等の避難をすることにより被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

2. 対象となる災害

この計画の対象となる大規模火災は、次のとおりである。

- 多数の建物が延焼する火災
- 高層建築物等で火災が発生し、多数の救助が必要となるもの

3. 実施機関と役割

大規模火災に関係する防災機関及び役割は、次のとおりである。

防災機関	役 割
千葉県	○ 災害救助法に基づく救助 ○ 情報収集及び関係機関との連携 ○ 消防庁への報告及び関係省庁への連絡
警察	○ 交通規制 ○ 救出救助活動の協力 ○ 避難誘導
市消防局	○ 情報収集・伝達 ○ 消火 ○ 救出救助 ○ 救急搬送 ○ 応援要請 ○ 広報 ○ 避難指示等 ○ 立入禁止区域の設定 ○ 避難所の開設 ○ 避難所の警戒 ○ 生活救援

第2 予防計画

消防局

大規模火災時の予防計画は基本的に『第2部 地震・津波災害対策編 第1章 予防計画 第3節 都市防災構造化の推進』を準用するものとする。

1. 火災に係る立入検査

消防局は、消防法第4条の規定により消防対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、または次の事に主眼をおいた立入検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているかどうか。
- ② 消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- ③ 厨房設備・ボイラー・変電設備等火を使用する設備等の位置、構造及び管理の状況が、船橋市火災予防条例で定める基準どおり設置されているかどうか。
- ④ コンロ・移動式ストーブ等火を使用する器具等及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具等の取扱状況が、船橋市火災予防条例どおり設置されているかどうか。
- ⑤ 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、船橋市火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑥ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、船橋市火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑦ その他残火、取不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2. 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

消防局は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ① 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- ② 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- ④ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- ⑤ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

消防局は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる

第3 応急対策計画

本部統括班・消防救急班

1. 情報の収集・伝達

次の基準に該当する災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。

大規模火災時の情報伝達系統は、『第2部 地震・津波災害対策編 第2章 応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第1 情報連絡体制 6. 通信連絡系統』を準用するものとする。

表 火災の消防庁への直接即報基準

即報の種類	直接即報の基準
火 災 等 即 報	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

※該当するおそれがある場合も含む

2. 災害時の広報

延焼火災により住民等の避難が必要な場合は、広報車等により広報を実施する。

広報内容（例）
○火災の延焼範囲 ○火災の延焼方向 ○避難指示等 ○警戒情報

3. 消防活動

（1）消防救急班の活動体制

大規模火災の発生時においては、消防救急班は勤務中の消防職員をもって初期活動を行う。また勤務時間外及び職務により外部出向中の消防職員は、別命を待たず所定の部署に参集する。消防救急班の統括責任者である消防局長は参集職員をもって、常備の部隊に合流させ部隊の増強を図る。

(2) 活動方針

消防活動は、以下の方針及び原則に基づき行う。

項 目	内 容
活動方針	災害時には、市民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。
活動の基本	ア. 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。 イ. 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動にあたる。 ウ. 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。 エ. 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し人命の安全確保を最優先とする。 オ. 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 カ. 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。
情報収集	ア. 所定の計画に基づき119番情報による市内の状況確認、参集職（団）員情報の集約等「災害の全体像」把握のための概要情報収集を行う。 イ. 消防救急デジタル無線及び防災行政用無線等を活用し円滑な情報伝達、管理を行う。 ウ. 市本部または防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行うとともに、連携のために必要な連絡体制を確保する。

（３）消防団の活動

出 火 の 防 止	災害の発生により、火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を呼びかける。出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。
情 報 の 収 集	各分団に指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を消防局に報告する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事案の有無についても、同様とする。その他必要な情報の収集・報告を行うとともに、消防局からの指示伝達を行う。
消 火 活 動	消火活動は、単独もしくは消防署と協力して行う。また、主要避難路の確保のための消火活動についても行う。
消防署隊への 応 援	消防署（分署・出張所）隊の応援活動として、道路障害排除等の活動を行う。
応 急 救 護	要救助者の救出と負傷者に対する応急手当を行い、安全な場所への搬送を行う。
避 難 誘 導 等	避難指示等が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、他部職員、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

（４）消防水利の確保

原則として、消火栓、防火水槽を使用するが、大規模災害時には海水等を利用した大規模消火システム等を活用し、消火用水を確保する。

（５）応援消防隊の受入れ

市の消防力では十分な対応がとれないと判断したときは、千葉県消防広域応援の出動を要請するものとし、また、千葉県消防広域応援だけでは十分な対応がとれないと判断したとき、本部長（市長）は緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

４．避難

本部長（市長）は、火災が延焼するおそれがある場合は、風向きや延焼方向を判断して危険な区域に避難のための立ち退き及びその準備を指示する。

５．生活救援

住宅を滅失した場合は、食料品・生活必需品の供給、仮設住宅の設置等、必要な生活救援対策を実施する。詳細については、『第２部 地震・津波災害対策編 第２章 応急対策計画 第１２節 建物応急対策、第１３節 生活救援対策』を準用する。

第3節 危険物等災害対策

第1 基本方針

1. 計画の方針

市域及びその周辺において、危険物等の漏えい、爆発、火災により、死傷者を伴う大規模な事故、または住民等の避難を必要とする事故（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

2. 対象となる災害

この計画の対象となる危険物等災害は、次のとおりである。

- 危険物等の漏えい、爆発、火災により、多数の被害を伴うもの
- 危険物等の漏えい、爆発、火災により、地域住民等に影響が及ぶもの
（危険物等：危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物）

3. 実施機関と役割

危険物等災害に係る防災機関及び役割は、次のとおりである。

防 災 機 関	役 割
事 業 所 等	○ 災害の予防 ○ 被害の拡大防止 ○ 人命救助 ○ 消火 ○ 情報の収集・伝達・広報 ○ 避難・誘導 ○ 危険物等の処理
警 察	○ 情報の収集 ○ 救出救助 ○ 立入禁止区域の設定 ○ 危険物等の大量漏洩等に対する応急対策 ○ 火薬類取締法等の法令に定める権限の行使 ○ 避難の指示 ○ 交通規制
千 葉 県	○ 災害予防に関する措置の指導 ○ 情報の収集・伝達 ○ 関係機関との連絡調整
市 市 消 防 局	○ 情報の収集・伝達 ○ 救出救助 ○ 消火 ○ 遺体等の収容 ○ 広報 ○ 避難指示等 ○ 避難所の設置 ○ 避難所の警戒 ○ 被害調査 ○ 健康管理

1. 事業所等

(1) 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

(2) 消防法別表第一により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、または取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

① 危険物保安監督者

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

② 危険物保安統括管理者

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

③ 危険物施設保安員

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

(3) 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

① 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

② 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

③ 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、被害を最小限に抑えるための対策について検討する。

2. 市

(1) 消防法に基づき、危険物施設の設置または変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

(2) 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

① 危険物施設の把握と警防計画の策定

危険物施設で取り扱われる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な警防計画を策定する。

② 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

③ 消防体制の強化

消防局は、各事業所の警防計画を作成するとともに、隣接市との相互応援協定の締結を推進する。

④ 防災教育

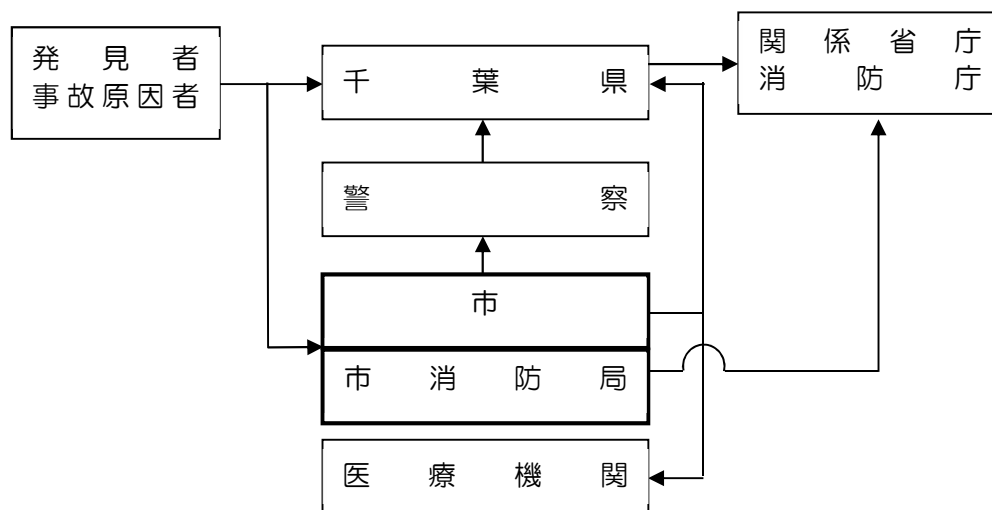
危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について的確な教育を行う。

第3 応急対策計画

本部統括班・消防救急班・第2災害医療対策班

1. 情報の収集・伝達

災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。



危険物等災害情報伝達系統図

2. 災害時の広報

危険物等の流出により、住民等に影響が及ぶおそれのあるときは、広報を実施する。

広報内容（例）
○災害の状況
○流出危険物に関する情報
○避難指示等

3. 消防

火災が発生している場合は、化学消防車、化学消火薬剤等により消火活動を優先して行う。

4. 被害調査

本部統括班及び消防救急班は、被害地区を巡回し、危険物等の爆発等による周囲への被害調査を実施する。

また、市役所に災害相談窓口を設け、市民からの被害の申し出に対応するとともに、広報車、防災行政無線及び広報紙を通して市民からの被害届けを呼びかける。

5. 健康管理

第2災害医療対策班は、流出油等の危険物による異臭が発生し、市民に多数の被害者が発生した場合は、公共施設等に救護チームを派遣し、健康診断や健康相談等を実施し状況を把握する。

毒物・劇物等が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

第4節 海上災害対策

第1 基本方針

1. 計画の方針

市域に影響の及ぶ海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故（以下「海上災害」という。）が発生した場合に、多数の遭難者等を迅速かつ適切に救助するとともに、流出油等による二次災害の軽減を図るため、市がとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

2. 対象となる災害

この計画の対象となる海上災害は、次のとおりである。

- 釣り船、旅客船その他に多数の人が乗船している船舶の海難事故で、多数の人命の損失を伴うもの
- 漁船の集団海難事故で、多数の人命の損失を伴うもの

3. 実施機関と役割

海上災害に関係する関係機関及び応急対策実施時の役割は、次のとおりである。

関 係 機 関	役 割
当該船舶所有者等	○ 消火 ○ 広報 ○ 救難 ○ 被災者家族等への情報提供 ○ 救助
第三管区海上保安 本 部 千 葉 海 上 保 安 部	○ 搜索 ○ 関係機関との連絡調整 ○ 救助 ○ 事故原因の調査・広報 ○ 救急 ○ 消火
市	○ 避難指示等 ○ 他団体への応援要請 ○ 広報
市 消 防 局	○ 搜索 ○ 救助 ○ 消火 ○ 救急 ○ 救難 ○ 搬送
県	○ 関係機関との連絡調整
警 察	○ 搜索 ○ 救助 ○ 救難 ○ 搬送路・物資輸送路の確保
医 療 機 関	○ 負傷者等の応急医療、救護等

第2 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、または被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1. 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

- ① 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
- ② 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- ③ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

2. 資機材等の整備

第三管区海上保安本部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。

第3 応急対策計画

本部統括班・消防救急班

1. 応急活動体制

災害による被害が甚大な場合のほか、二次災害の防止が長期化する場合は、災害対策本部を設置する。

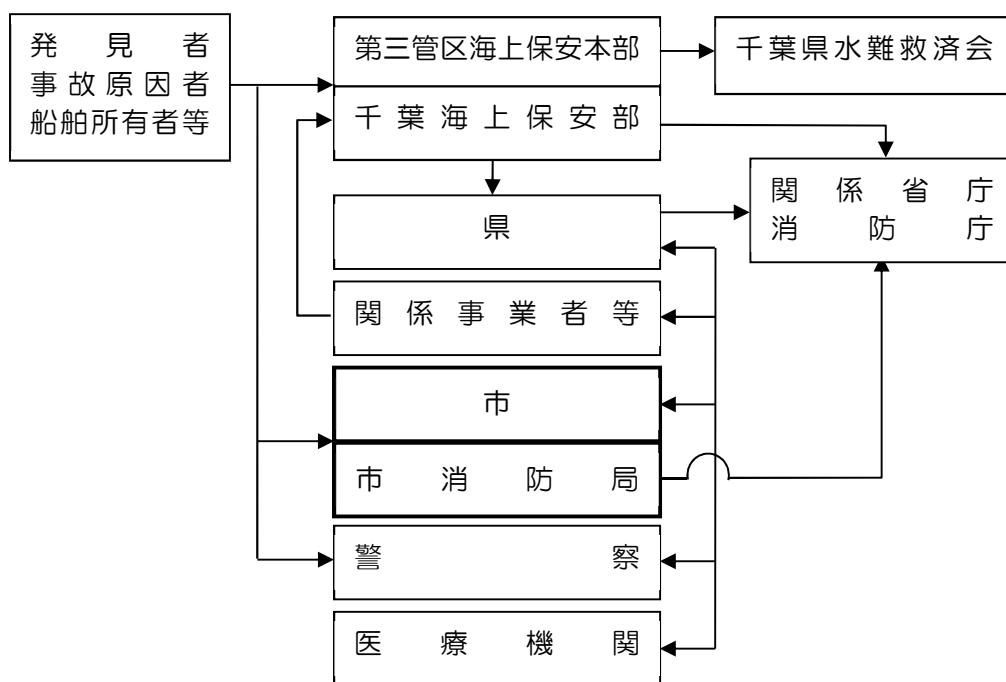
2. 情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・伝達

本部統括班は、遭難船舶を認めたとの連絡があった場合、海上保安部及び警察署に連絡する。

また、県、警察、海上保安部等から災害情報を収集し、各班または関係機関に伝達する。

なお、災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。



海上災害情報伝達系統図

3. 災害時の広報

海上災害の発生により、住民等への協力依頼または危険物への注意等を要する場合は、広報を実施する。

広報内容（例）
○災害の状況 ○流出油等の影響

4. 消防

消火活動は、「千葉海上保安部と船橋市との業務協定（昭和 57 年 8 月 23 日）」に基づき対処する。

5. 救急救助

（1）捜索

消防救急班は、海上保安部の調整のもと、警察との連携により沿岸部において遭難者等の捜索を行う。

（2）救助

消防救急班は、遭難者を救出した場合、または警察等から遭難者を救出したとの連絡を受けた場合、救出現場、または救助船が接岸する岸壁等に救急車を出動、待機させ、救急医療機関等に救出者を搬送する。

多数の遭難者が発生したため救急車等が不足する場合は、「消防相互応援協定」に基づき、近隣市等の消防本部に応援を要請する。

第5節 油等海上流出災害対策

第1 基本方針

1. 計画の方針

市域に影響の及ぶ海域において、船舶からの油等の流出事故（以下「油等海上流出災害」という。）が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全をはかるとともに、水産業及びその他の産業と環境への影響を最小限にするため、市がとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

2. 対象となる災害

この計画の対象となる油等海上流出災害は、次のとおりである。

- 船舶等の乗上げ、接触、衝突、沈没等の事故による大量の油等の流出を伴うもの

3. 実施機関と役割

油等海上流出災害に関係する関係機関の役割は、次のとおりである。

関係機関	役 割
第三管区海上保安本部 千葉海上保安部	○情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請 ○連絡調整本部の設置 ○各排出油防除協議会の的確な運営 ○事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡 ○人の生命、身体及び財産の保護 ○海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導または命令 ○流出油の応急防除措置の実施 ○一般船舶等に対する事故状況の周知 ○船舶の退去、航行制限等の海上交通安全の確保 ○火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等 ○油防除資機材の整備 ○海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示 ○自衛隊法に基づく災害派遣要請 ○治安の維持 ○防災関係機関との協力体制の確立 ○各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて必要な専門家等に関する情報の提供

関係機関	役 割
千葉県	○情報収集及び防災関係機関への通報 ○事故の規模または被害の状況に応じた応急対策本部または災害対策本部の設置 ○関係排出油等防除協議会との連絡調整 ○国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整 ○防災関係機関への協力要請及び連絡調整 ○自衛隊法に基づく災害派遣要請 ○市町村が行う漂着油の除去作業等の支援 ○事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力 ○油防除資機材の整備 ○河川管理者、港湾（漁港）管理者としての防除活動 ○漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整・防除活動の指導及び支援 ○回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力 ○漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握 ○野生生物及び史跡等の保護・保全 ○漁業者等の復旧支援 ○市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等
市 市消防局	○事故状況の実態の把握及び情報の収集・通報 ○防災関係機関及び住民への情報提供 ○事故の規模または被害の状況に応じた災害対策本部等の設置 ○漂着油の除去作業等の支援 ○事故拡大防止のための消火その他消防活動 ○事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力 ○警戒区域の設定や立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示等の発令 ○県または他の市町村等に対する応援要請 ○漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整 ○油防除資機材の整備 ○回収油の一時保管場所等の調査協力 ○漁業者等の復旧支援

関係機関	役 割
自 衛 隊	自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要かつ緊急やむをえないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。 ○航空機等による流出油の情報収集 ○油の拡散防止及び回収等の応急活動 ○応援要員及び救援物資等の搬送
船橋市漁業協 同 組 合	○漁業被害の防止対策 ○漁業被害の調査及び再生産対策の実施
海上災害防止 セ ン タ ー	○海上保安庁長官等の指示に基づく排出油防除措置の実施 ○船舶所有者等の委託契約に基づく排出油防除措置の実施 ○船舶所有者等の利用に供するための排出油防除資機材の保有 ○海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施 ○防災関係者への指導助言の実施
事故原因者等	○海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議 ○油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供 ○防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣または連携の確保 ○流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧 ○被害者の損害等に対する補償

第2 予防計画

1. 広域的な活動体制

各機関は、平常時から連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

2. 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

(1) 情報連絡体制の整備

防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。

(2) 油防除作業体制の整備

県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

(3) 油防除資機材等の整備

市は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

(4) 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第3 応急対策計画

本部統括班・消防救急班・環境班・ボランティア班

1. 応急活動体制

災害による被害が甚大な場合、または二次災害の防止が長期化する場合は、災害対策本部を設置する。

2. 情報の収集・伝達

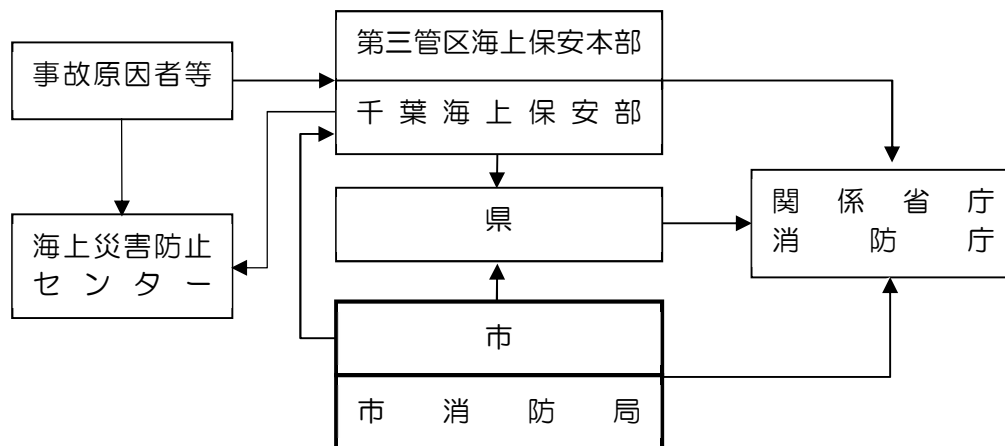
(1) 災害情報の調査

消防救急班は、海岸部を巡回し、流出油等の状況等を調査し本部統括班に報告する。

(2) 災害情報の収集・伝達

本部統括班は、県、警察、海上保安部等から災害情報を収集し、各班または関係機関に伝達する。また、市で収集した災害情報は、速やかに県、千葉海上保安部、関係機関に随時通報する。

なお、災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。



油等海上流出災害情報伝達系統図

3. 災害時の広報

災害発生直後で流出油等により住民等に影響が及ぶおそれのあるときは、以下の広報を実施する。

また、流出油等の回収除去作業が長期にわたる場合は、テレビ、ラジオ、「広報ふなばし」、インターネット等によりボランティアの募集、対策活動の状況、終息の見込み等を広報する。

手段	広報内容
防災無線、広報車、電話	○災害の発生状況 ○市域への影響 ○健康への影響 ○対応すべき措置
テレビ、ラジオ、インターネット、広報紙	○対策の状況 ○ボランティアの募集 ○復旧の見込み ○健康相談のお知らせ

4. 流出油の防除措置

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めることが必要である。

流出油等の防除・回収は、事故責任者等の防除措置を構すべき者が実施するものである。本部統括班及び各機関はその指導等を行うが、責任者の措置が困難な場合や急を要する場合には、防除・回収作業を協力して実施する。

本部統括班は、事故原因者の要請に基づき、県、第三管区海上保安本部等と連携して、油の回収作業等を協力して実施する。回収除去作業は、各班から必要な職員を動員し、作業チームを編成して行う。作業員が不足する場合は、ボランティア班が市社会福祉協議会に協力を依頼し、ボランティアの確保に努める。回収のための資機材の整備を図るように努める。

また、必要に応じて回収油の保管場所の確保に努めるとともに、一時的に回収した油を保管する。回収した油は、防除方針にしたがって処理する。

5. ボランティアによる応援体制の整備

ボランティア班は、ボランティア活動のニーズを把握し、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア受入れ態勢を整える。また、本部統括班はボランティア活動に必要な資機材等を提供する。

6. 災害による影響調査及び対策

関係各班は、必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を県等に通報する。主な調査内容は下記のとおりである。

また、海鳥、海洋生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得てその保護に努める。

- ① 水質検査
- ② 流出油等の気化、海上油火災による大気汚染の調査
- ③ ふなばし三番瀬海浜公園等、市が管理する市民利用施設の影響調査（健康調査、生物調査）

7. その他

（１）補償対策

① タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止または軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

② タンカー以外の一般船舶からの油流出の場合

海防法第 41 条の 2 に基づき海上保安庁長官から要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。
漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

（２）事後の監視等の実施

油等の回収等、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ環境への影響把握に努める。

第6節 航空機災害対策

第1 基本方針

1. 計画の方針

市域及び市に面する東京湾において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生した場合に、関係機関と連携して遭難者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図るため、市がとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

2. 予想される災害

この計画の対象となる航空災害は、次のとおりである。

- 東京湾への航空機の墜落・炎上により、搭乗者等多数の被害を伴うもの
- 市街地への航空機の墜落・炎上により、住民及び搭乗者等に多数の被害を伴うもの

3. 実施機関と役割

航空機災害に関係する防災機関とその役割は、次のとおりである。

防 災 機 関	役 割
国 土 交 通 省 航 空 局 東 京 空 港 事 務 所 東 京 航 空 交 通 管 制 部	○ 搜索救難活動 ○ 人員及び物資の派遣及び調達
第三管区海上保安部 千 葉 海 上 保 安 部	○ 搜索救難活動
自 衛 隊	○ 搜索救難活動
千 葉 県	○ 救出救護活動 ○ 人員の派遣 ○ 物資の調達 ○ 他都道府県への応援要請 ○ 応援市町村間の調整 ○ 応援都道府県間の調整
県 警 察 署 警 視 庁 水 上 警 察 署	○ 情報の収集 ○ 救出救助 ○ 搜索活動 ○ 立入禁止区域の設定 ○ 交通規制 ○ 広報活動 ○ 人員及び物資の派遣及び調達
当 該 航 空 運 送 業 者	○ 救出救護 ○ 広報活動 ○ 人員及び物資の派遣及び調達
市 市 消 防 局	○ 消火活動 ○ 救出救護活動 ○ 救急、搬送 ○ 遺体の収容 ○ 広報 ○ 人員及び物資の派遣及び調達 ○ 警戒区域の設定 ○ 避難所の開設 ○ 避難所の警戒

第2 予防計画

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集、連絡体制を整備する。

(2) 協力・応援体制の整備

関係機関相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

(3) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

航空機災害の発災時に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

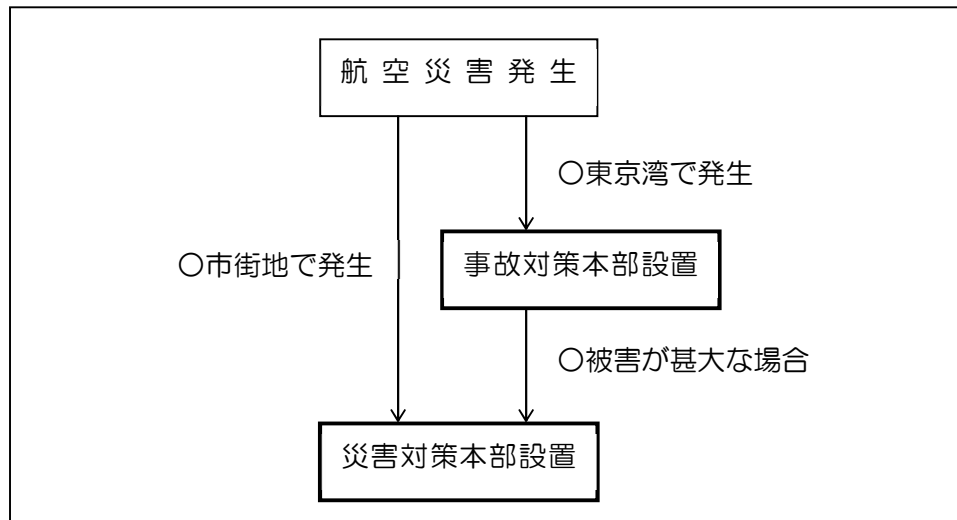
(4) 防災訓練

航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

1. 応急活動体制

海上において航空災害が発生したとの連絡を受けた場合は、事故対策本部を設置し、関係機関との連絡及び情報収集を行う。

市域に航空災害が発生した場合、または災害による被害が甚大な場合、災害対策本部を設置する。



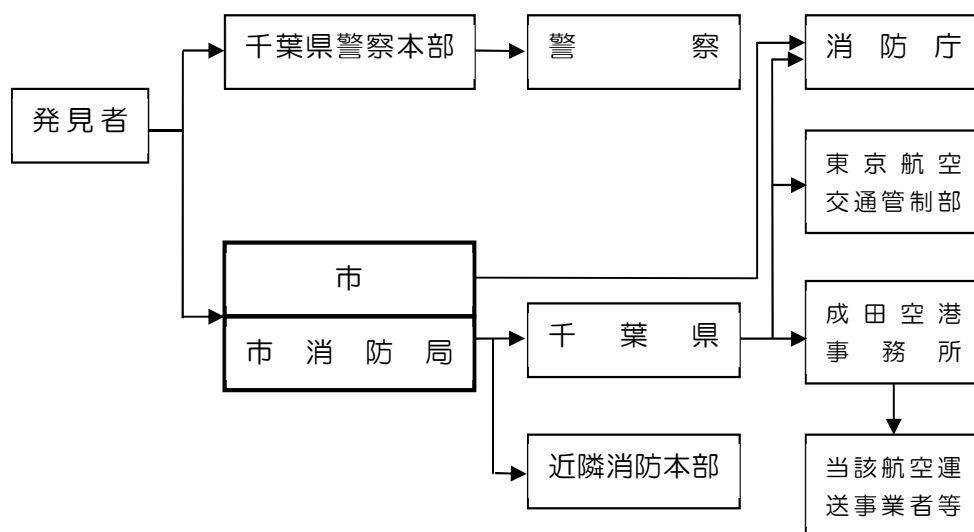
航空災害の活動対策フロー

2. 情報の収集・伝達

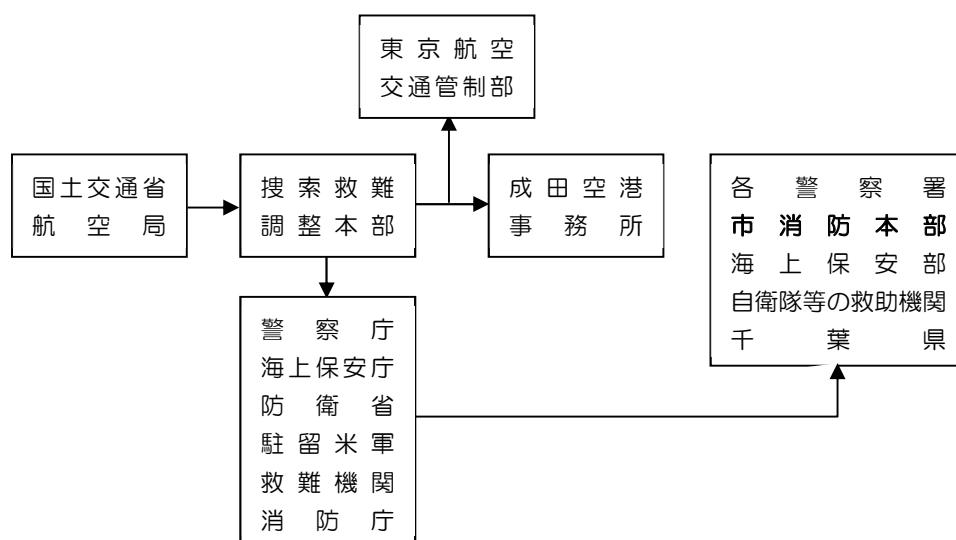
(1) 災害情報の収集・伝達

本部統括班は、県、警察署、海上保安部等から災害情報を収集し、各班または関係機関に伝達する。また、市で収集した災害情報は、速やかに県、関係機関に通報する。情報の受伝達ルートは次のとおりである。

また、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。



発生地点が明確な場合の情報伝達系統図



発生地点が不明な場合の情報伝達系統図（遭難機の搜索）

3. 災害時の広報

市街地に墜落炎上し、延焼火災の発生や積載物により危険が及びおそれのあるとき、あるいは応急対策実施の理解を求める時は広報を実施する。

広報内容（例）
○市及び関係機関の実施する応急対策の概要
○避難指示等及び避難先の指示
○地域住民等への協力依頼
○その他必要な事項

4. 救急救助

(1) 搜索救難活動の主体

搜索救難活動は、国土交通省が中心となって実施し、警察庁、消防庁が協力する。消防救急班は、警察署、海上保安部との連携により、沿岸部等において搜索救難活動に協力する。

(2) 救急救助

① 海域

消防救急班は、海域で遭難者が救出される場合、救出現場または救助船が接岸する岸壁等に救急車を出動、待機させ、救急医療機関等に救出者を搬送する。

② 市街地

消防救急班は、警察署等と連携して、搜索・救助活動を行う。災害の規模が大きく、消防救急班だけでは対処できない場合は、近隣市の消防本部に応援を要請する。

本部統括班は、被害が甚大で消防救急班のみでは対応できないときは、適宜、救出活動のためのチームを編成し、現場作業に協力する。また、あらかじめ締結する協定に基づき、建設業者等から、ブルドーザー、クレーン車等の建設用機材、エアジャッキ、チェーンソー等の救助用資機材及び作業員の派遣を要請する。

5. 警戒区域の設定

本部長（市長）は火災が発生した場合、地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消火活動等を円滑に行うため警戒区域を設定する。

6. 避難

本部長（市長）は、市街地の航空災害により、火災、建物の倒壊、航空機に搭載した危険物により、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に避難のための立ち退き及びその準備を指示する。

第7節 鉄道災害対策

第1 基本方針

1. 計画の方針

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

2. 対象となる災害

この計画の対象となる鉄道災害は、次のとおりである。

- 列車の衝突、脱線等の事故により、多数の被害を伴うもの

3. 実施機関と役割

鉄道災害に係る防災機関及び役割は、次のとおりである。

防 災 機 関	役 割
鉄 道 事 業 者	○ 情報の収集・伝達 ○ 代替輸送 ○ 初期消火 ○ 救助・救急 ○ 応急復旧
警 察	○ 交通規制 ○ 避難誘導
千 葉 県	○ 応援要請
市 消 防 局	○ 応援派遣要請 ○ 消火 ○ 救助・救急 ○ 広報 ○ 避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難所の警戒 ○ 遺体の収容

第2 予防計画

1. 鉄道事業者による予防対策

鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

2. 行政等による予防対策

- (1) それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3 応急対策計画

本部統括班・消防救急班

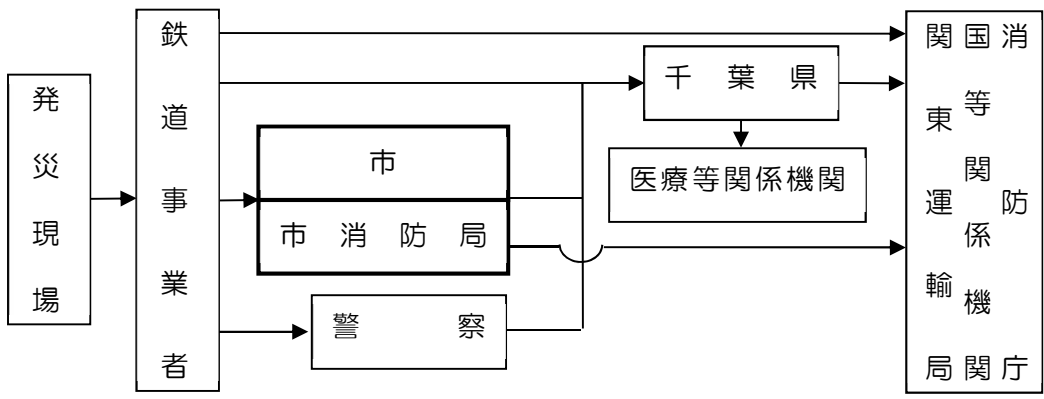
1. 応急活動体制

(1) 相互協力・派遣要請計画

- ①被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- ②応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。緊急避難や人命救助を必要とする場合、事態が急迫し県知事に依頼するいとまがないとき、もしくは、通信の途絶等により県知事への依頼ができないときは、直接自衛隊へ要請し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

2. 情報の収集・伝達

災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。



鉄道災害情報伝達系統図

3. 災害時の広報

事故により、住民等に影響が及ぶおそれのあるとき、鉄道が不通となった場合は、広報を実施する。

広報内容（例）
○災害の状況
○避難指示等
○復旧の見込み

4. 各事業者による応急・復旧対策

(1) 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

① 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障が生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

② 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊が到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

③ 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。

(2) 京成電鉄株式会社

列車事故により多数の死傷者が発生、もしくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。

① 被害状況等の調査報告

ア 利用者の被害状況の把握

イ 施設・設備等の被害及び復旧状況

ウ その他災害に関する情報

② 救護活動

事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。

③ 広報活動の実施

列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。

④ 大規模事故発生時の動員体制

大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常招集を指示する。

（３）新京成電鉄株式会社

事故が発生した場合は、運転事故応急措置心得に定めるところにより、負傷者の救護を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講ずるとともにその応急措置及び復旧については最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行い、事故の影響を最小限にとどめ本線の早期開通に努める。

① 事故対策本部の設置

事故により社会・人心に重大な影響を及ぼすような事故が発生した場合は、異常時対策規則の定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧及び救急について必要な体制を確立し、運輸事業の社会的使命の達成を図るため「事故対策本部」を本社に設置する。

ただし、状況に応じて現地に「復旧対策本部」を設置する。

（４）東武鉄道株式会社

列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生し、または発生が見込まれる場合、または、社会的に影響度が高い事故等のとき、関係乗務員、駅係員は、沈着冷静な判断と、必要に応じた処置をとり「東武鉄道防災規程」「鉄道事業部門防災規程」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとる。

災害の発生に際し、的確な処置を行うため、社内及び関係機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。

① 災害時の活動組織の編成計画

ア 災害対策総本部

大規模な災害が発生し、またはそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。

イ 現地対策本部

特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。

ウ 災害対策総本部

アの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。

駅長は、人命救助を最優先し、従業員と協力し、応急手当を講ずるとともに併発事故の防止に努める。

(5) 東京メトロ株式会社

重大な事故・災害等が発生した場合、非常体制を発令し、社員は互いに協力し、旅客及び職員の安全確保を第一の使命として、1) 人命救助及び避難誘導、2) 二次災害及び付帯事故の防止、3) 連絡及び通報等の事項を重点に最良と思われる方法で行動する。

① 事故・災害等対策本部の設置

事故・災害等が発生し、または発生するおそれのある場合は「事故・災害等対策規程」に基づき、非常体制を発令し、事故・災害等の発生場所に現地対策本部を設置するとともに、本社に対策本部を設置し、適切な処置を講ずる。

(6) 北総鉄道株式会社

鉄道事故が発生した場合は、「運転事故復旧対策要綱」の定めに基づき、旅客の救出救護、避難誘導、災害情報の伝達並びに復旧等に関し、迅速的確な措置をとる。

① 事故復旧対策本部の設置

運転事故復旧対策本部設置基準に基づき、対策本部を設置し、ただちに対策要員を指揮して応急措置、救護、早期復旧を図る。

(7) 東葉高速鉄道株式会社

重大な事故・災害が発生した場合は、「事故・災害等対策規程」に定めることにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧、救護を行うとともに、避難誘導及び事故災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

① 事故・災害対策本部の設置

事故・災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、本社内に事故・災害対策本部、現地に現地対策本部を設置し、対策要員を指揮して早期復旧を図る。

第8節 道路災害対策

第1 基本方針

1. 計画の方針

市域の高速道路及び国道等の幹線道路において、道路構造物の被災、車両の衝突、車両火災及び危険物の流出により多数の死傷者を伴う事故（以下「道路災害」という。）が発生した場合に、迅速に負傷者を救助することにより被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

2. 対象となる災害

この計画の対象となる道路災害は、次のとおりである。

- 集団交通事故により、多数の被害を伴うもの
- 危険物を積載する車両の事故により危険物が流出し、住民等に影響が及ぶもの

3. 実施機関と役割

道路災害に係る防災機関及び役割は、次のとおりである。

防 災 機 関	役 割
道 路 管 理 者	○ 情報の収集・伝達 ○ 交通規制 ○ 広報 ○ 救出救助活動の協力 ○ 障害物の除去 ○ 危険物等の防除活動 ○ 応急復旧
千葉県警察本部高速 道路交 通 警 察 隊 各 警 察 署	○ 情報の収集 ○ 救出救助 ○ 立入禁止区域の設定 ○ 危険物等の大量漏洩等に対する応急対策 ○ 交通規制 ○ 二次災害の防止
千 葉 県	○ 災害救助法に基づく救助 ○ 負傷者の収容医療機関の調整 ○ 資機材等の調達
市 消 防 局	○ 情報の収集・伝達 ○ 救出救助 ○ 救急搬送 ○ 応援要請 ○ 広報 ○ 避難指示等 ○ 立入禁止区域の設定 ○ 避難所の開設 ○ 避難所の警戒
輸 送 事 業 者	○ 事故発生の通報 ○ 危険物等の防除活動

第2 予防計画

道路部

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生する恐れのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

① 危険箇所の把握

道路管理者は、管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。

危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。

また、災害の発生する恐れのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。

② 危険箇所の改修

道路管理者は、異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。

市は、土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

(3) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3 応急対策計画

本部統括班・消防救急班

1. 応急活動体制

(1) 災害対策本部

道路災害による被害が甚大な場合、または危険物流出により住民等の避難が必要な場合は、災害対策本部を設置する。

(2) 相互協力・派遣要請計画

- ①被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- ②応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

2. 情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・伝達

災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。

3. 災害時の広報

事故車両から危険物等の流出により、住民等に影響が及ぶおそれのあるときは広報を実施する。

広報内容（例）
○災害の状況
○流出危険物等に係る情報
○避難指示等警戒情報

4. 避難

本部長（市長）は、危険物を積載した車両の事故により、危険物が流出し、沿道住民等に危険が切迫している場合は、立入禁止区域等を定めて、避難のための立ち退き及びその準備を指示する。

第5部 その他災害対策編

第1章 降灰対策編

第1節 対策の考え方

第1 計画策定の主旨

近年は、火山活動が比較的静穏な時期であったが、平成23年3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震後の日本列島は、今世紀中に大規模噴火など火山災害の発生が懸念されている。

地震と火山噴火は、プレートの活動によって引き起こされ、両者は非常に深い関係があると言われ、9世紀の三陸沖で大きな地震が発生し火山活動が著しく活発であった時代と状況が似ているとの指摘もある。

本市周辺から活火山への距離は離れているが、1707年に富士山で起きた宝永大噴火は、江戸にまで大量の火山灰を降り積もらせている。

これらのことから、富士山の火山噴火による降灰対策計画を作成するものである。

第2 基本的な考え方

1. 降灰について

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠ざかると徐々に薄くなる。

「火山灰の特徴」

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物
 - マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
 - 亜硫酸ガス、硫化水素、フッ化水素等の火山ガス成分が付着
 - 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
 - 火山灰粒子は、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
 - 硫酸イオンは金属腐食の要因で、また、溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、石膏となる。湿った火山灰は乾燥すると固結する
 - 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1000℃と低い
- （出典：内閣府「広域的な火山防災対策に係る検討会」H25年5月）

2. 降灰による被害

(1) 降灰堆積深想定

内閣府の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」では、大規模噴火時の首都圏における降灰の影響と対策等が検討されており、富士山が噴火した場合に、降灰による鉄道の運行停止、停電、道路の通行支障等の影響があることが想定されている。

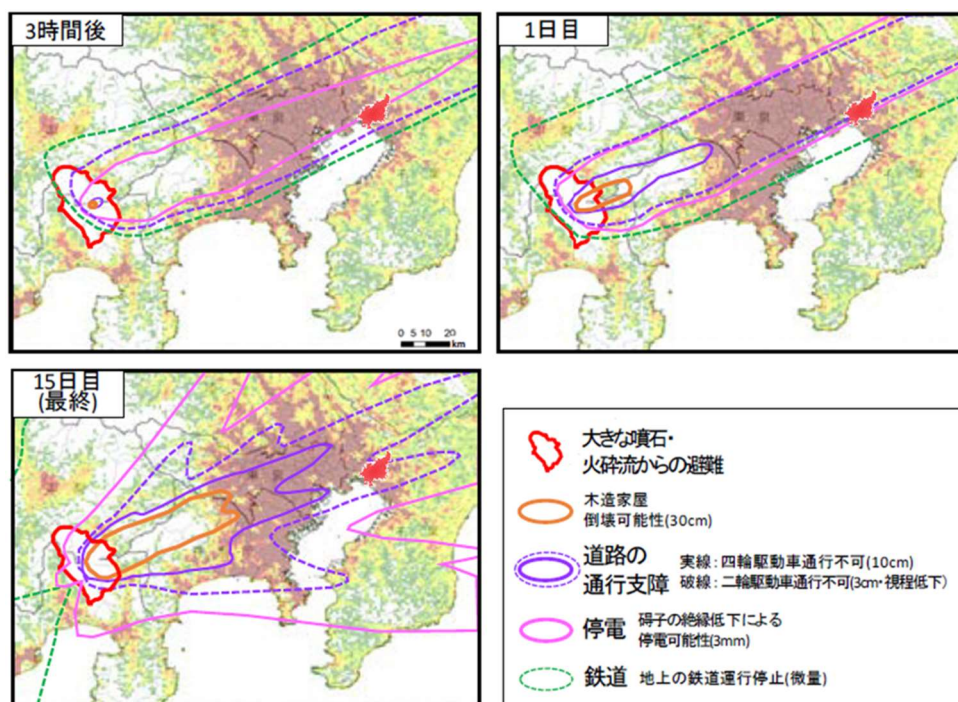


図 富士山噴火時の降灰による影響

※ 影響が大きくなる西南西風卓越ケース（降雨時）を想定

出典：内閣府「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」報告
(令和2年4月7日)

(2) 被害想定

上記の降灰堆積深を踏まえ、下記の被害が想定される。

①健康被害

呼吸器系の不調、眼の異常、皮膚への刺激が生じる可能性がある。

②建物被害

堆積量によっては、重量に耐えられない家屋等を倒壊させたりすることが考えられる。

③交通機関の被害

道路に火山灰が0.5mm程度堆積すれば車両での移動に影響が生じ、湿潤時には数mm、乾燥時には1～2cm程度堆積すれば、車両での移動は困難となる。また、鉄道や航空機の運航は、中止となる可能性がある。

④ライフラインの被害

濡れた火山灰が電線等に付着すると、ショートを起こし、停電が起きる可能性がある。また、浄水場の取水口のフィルターが目詰まりを起こすことで、断水に繋がる可能性がある。

⑤農水産業の被害

火山灰が農作物に付着すると、なかなか排除することができず、農業に甚大な被害をもたらすこととなる。また、火山灰が海に浮遊または沈むことにより、水産物に影響を及ぼす可能性がある。

第2節 予防対策

第1 予防計画

道路部

1. 道路降灰除去

市は、道路除灰資機材（ホイールローダー等）の確保、優先除灰路線の設定等の道路除灰作業計画を検討する。

2. 降灰の収集 環境部・都市整備部・企画財政部・市民生活部・福祉サービス部・こども家庭部・下水道部

宅地、事業所等に降った火山灰については、個人及び事業者自ら除灰作業及び発災後に市が指定する置場への運搬を行うことを原則とする。

また、市有施設の施設管理者は、敷地内の除灰を実施し、周辺道路についても可能な限り実施する。

市は、これらから排出された火山灰の収集計画を検討する。

なお、除灰については、ごみ収集車や処理施設が故障してしまうおそれがあるため、通常のごみと火山灰を分別するものとし、道路の側溝の詰まりを防ぐため、側溝には流さないものとする。

第2 火山灰仮置場の確保 環境部・都市整備部・道路部・市長公室

収集した火山灰を一時的に保管する仮置場の確保について検討する。仮置期間は、1～3か月程度を想定し、その後火山灰処分場に運搬する。

なお、仮置場は、災害廃棄物一次仮置場としている施設や他の施設を含めて選定する。

用地の主な要件

- 平坦な場所（火山灰の移動、流出を防止）
- 河川や水路などから一定程度離れた場所（下流域への流出防止）
- ダンプ・トラックの往来が可能な場所（後日、処分場へ移動させることを念頭に）
- 公有地、公共施設（私有地への集積は、地権者との合意が必要）
（例）大型駐車場、公園、公共グラウンド、遊休地など
（出典：内閣府「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」報告（令和2年4月7日）

第3 火山灰処分場の確保

環境部・都市整備部・道路部・市長公室

市は、火山灰仮置場に集積された火山灰を運搬し、捨てる場所として火山灰処分場の確保について検討する。

用地の主な要件

- 二次被害を回避するため住宅・河川等に隣接しない場所
- 多量の火山灰を捨てることが可能な空間を有する場所
- ダンプトラックの往来が可能な場所
- 公有地、私有地の場合、地権者と代償措置等について合意が必要
（例）建設発生土等の残土処分場、採石場跡地、原野など
（出典：内閣府「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」報告（令和2年4月7日）

第4 備蓄品の整備について

市長公室

市は、活動する職員の健康被害を防止するため、必要に応じて地震災害時等における備蓄品を使用し、降灰除去作業用のマスク及びゴーグル等の備蓄を検討する。

第3節 応急対策

第1 降灰対策本部

1. 降灰対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときに、降灰対策本部を設置する。

2. 降灰対策本部の組織

本部長	市長
副本部長	副市長
部（局）長等	危機管理監、建設局長、健康福祉局長、消防局長、市長公室長、企画財政部長、総務部長、市民生活部長、高齢者福祉部長、健康部長、保健所長、保健所理事、福祉サービス部長、こども家庭部長、環境部長、経済部長、都市整備部長、道路部長、下水道部長、管理部長

3. 降灰対策本部体制の事務分掌

局・部	分掌事務
市長公室	・本部の運営に関すること ・気象情報等の提供に関すること ・停電・断水等の対応に関すること ・広報等に関すること ・市民の要望への対応の窓口に関すること ・降灰の除去・収集・処分に係る連絡調整に関すること
企画財政部	・市庁舎等所管施設の降灰の除去の実施に関すること ・公用車の被害への応急対策に関すること ・予算等に関すること
総務部	・活動人員等に関すること
市民生活部	・所管施設の降灰の除去の実施に関すること
高齢者福祉部 健康部	・市民等の健康被害、福祉施設等への応急対策に関すること
保健所	・市民等の健康被害への応急対策に関すること
福祉サービス部	・福祉施設等の被害への応急対策に関すること
こども家庭部	・保育所等や子育て支援施設等の被害への応急対策に関すること

環境部	・ 宅地・事業所等から排出される降灰の収集計画の作成に関すること ・ 火山灰の最終処分の検討等に関すること
経済部	・ 農業、漁業の被害への応急対策に関すること
都市整備部	・ 公園等所管施設の降灰の除去の実施に関すること
道路部	・ 道路降灰の除去計画の作成、除去の実施に関すること ・ 交通規制の実施等に関すること
下水道部	・ 下水道施設・排水施設等の降灰の除去の実施に関すること
管理部	・ 学校等の被害への応急対策に関すること
消防局	・ 消防水利等の降灰除去の実施に関すること ・ 道路等の降灰除去実施の応援に関すること
その他の部	・ 所管施設の降灰の除去の実施に関すること

※共通する事務分担：その他、本部長（市長）が指示した事項

市民等からの問い合わせについて、状況に応じて本部内に窓口を開設する。

第2 応急対策活動

1. 情報の収集

市長公室

市は、気象庁が発表する降灰予報を収集し、関係部局、市民に周知する。

※降灰予報：噴火後にどこに、どれだけの量の火山灰が降るか、詳細な情報が気象庁から発表される

2. 道路降灰除去作業

道路部

市は、関係機関、事業者の協力を得て道路降灰除去を実施する。実施の目安は、道路の降灰により、歩行者や車両の通行に支障をきたす場合とする。

なお、優先的に除灰作業を行う路線は、『船橋市地域防災計画 第2部地震・津波災害対策編 第1章 第8節 緊急輸送の環境整備』を準用するものとする。

3. 降灰の収集作業

環境部・市長公室・道路部・企画財政部・市民生活部・

福祉サービス部・こども家庭部・下水道部・管理部

（1）宅地等から除去された火山灰については、発災後に市が指定する置き場に排出するよう示し、指定された置き場から収集する。

（2）また、事業所等から除去された火山灰については、排出方法等を示して収集する。

（3）市は、宅地、事業所等から排出された灰を関係協力団体の協力を得て収集作業を実施し、火山灰仮置き場へ運搬する。

4. 火山灰の処分

環境部・都市整備部・道路部・下水道部・市長公室

市は、火山灰の処分方法について、収集された火山灰の量を勘案し、国や県などの関係機関と広域的な処分を含め検討する。

火山灰処理の法令上の取り扱い

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」に該当しない。
 - 「土壌汚染対策法」の対象外。
 - 「海洋汚染防止法」における「廃棄物」に該当し、海洋への廃棄は原則禁止。
 - 土砂として、各施設管理主体、市町村の判断で残土処分場等で処分されるもの。
 - 大規模火山噴火にともない大量の降灰があった場合などにおいて、環境大臣が緊急に処理することが必要と判断した場合は、海洋への廃棄が認められる可能性がある。（海洋汚染防止法第10条第2項第6号）
 - 火山灰によっては、毒性のガス成分（HF、HCl、SO₂、H₂O、CO₂、CO等）が付着している場合があり、サンプル調査等により化学的性質を確認する等の留意が必要。
- （出典：内閣府「広域的な火山防災対策に係る検討会」H24年12月）

5. 広報活動

市長公室・健康部・環境部等

市は、降灰情報、健康への影響、取るべき行動、降灰排出方法等について、広報紙、市ホームページ、SNS、市公式アプリ「ふなっぴ」等により、広報活動を実施する。また、個人・事業者からの降灰処理、廃棄物の排出方法等の相談窓口を開設する。

降灰時に取るべき行動（例）

- 外出については、マスクやゴーグルの着用（ない場合は濡らしたハンカチ、普通の眼鏡等）や傘の使用等により、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉め、洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

6. 停電への対応

市長公室・福祉サービス部

市は、東京電力パワーグリッドに連絡し、停電が起きた地区を確認の上で防災行政無線、市ホームページ、広報車等により市民等へ広報する。

7. 断水への対応

市長公室・経済部

市は、千葉県企業局、習志野市企業局に連絡し、断水が起きた地区を確認の上で防災行政無線、市ホームページ、広報車等により市民等へ広報する。

給水の停止が長引く場合には、給水車により対象地区に給水を実施する。

8. 下水道施設・排水施設等の機能確保

下水道部

市は、汚水、雨水の流れに支障のないよう必要な措置を講じる。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

9. 農作物対策

経済部・市長公室

市は、農作物への被害を少なくするため、生産者等へ、圃場、果樹園、温室栽培施設等の除灰や土壌の酸度矯正等の処置をするよう周知する。

また、関係機関と連携を図るものとする。

10. 水産物対策

経済部・市長公室

市は、水産物への被害を少なくするため、関係機関と連携を図るものとする。

11. 避難所の開設・運営

市長公室・市民生活部

市は、関係部局が連携のうえ、降灰の堆積により住宅が倒壊するなどの被害により住家を失った市民のため、宿泊可能避難所を開設・運営する。

なお、宿泊可能避難所を開設する際は、災害対策本部の体制に準じるものとする。

1 2. 医療救護

健康部・保健所

市は、医師会等と連携のうえ、健康被害を被った市民への医療救護についての支援を実施する。

1 3. 消防水利の確保

降灰時においても迅速に消火活動が行えるよう、必要に応じ消防水利確保のための除灰作業を行う。

1 4. 災害対策本部への移行

火山灰に対する応急活動において、降灰量や気象状況に応じ、人員の増強など体制の拡大が求められ、全庁的な対応が必要となる場合には、災害対策本部体制に移行する。

1 5. 職員の健康被害防止

市は、活動する職員の健康被害を防止するため、必要に応じて地震災害時等における備蓄品を使用し、活動する職員にマスク等を着用させる。

また、降灰除去作業用のマスク・ゴーグル等の備蓄を検討する。

1 6. その他の応急対策活動

状況により、その他の応急対策活動が必要と認められる場合は、第2部地震・津波災害対策編及び第3部風水害対策編（水防計画）に準じて行う。